

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 19 日
公安委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 4 年山口県条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(音量の測定方法)

第 2 条 条例第 3 条の規定による音量の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 使用する騒音計は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 16 条第 1 項第 3 号の検定証印等が付されている騒音計であつて、当該検定証印等の有効期間を経過していないものとする。
- (2) 騒音計の周波数補正回路は A 特性の周波数補正回路とし、動特性は速い動特性とする。
- (3) 音量は、騒音計の指示値の最大値とする。

(証票)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する警察官の身分を示す証票は、警察手帳とする。